

資料4

議事（3）部会所属委員の指名について

豊島区児童福祉審議会条例施行規則に、次のように定めています。

第2条 条例第7条に規定する部会の構成員は、委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

2 部会長は、部会を招集し、当該部会の事務を統括し、当該部会の調査審議の経過及び結果を豊島区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に報告する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

このことから、部会の所属委員について、次ページの部会別委員名簿のとおりとすることについて、委員の同意を求めます。

豊島区児童福祉審議会部会別委員名簿

（氏名の五十音順）

氏 名	審議会 での 役職	所 属 部 会			
		里親部会	権利擁護 部会	児童虐待 死亡事例等 検証部会	保育部会
柏女 霊峰	委員長			※	
武藤 素明	副委員長			※	
坂井 隆之		○			
土田 秀行		○			
馬淵 泰至		○			
三輪 清子		○			
山野 かおる		○			
佐藤 まゆみ			○	○	
馬場 望			○		
藤井 常文			○		
桝屋 二郎			○		
松尾 正純			○		
大竹 智				○	
小平 雅基				○	
澤田 稔				○	
猪岐 幸一					○
大久保 香折					○
小山 清弘					○
箕輪 潤子					○
善本 眞弓					○

※委員長及び副委員長は、「児童虐待死亡事例等検証部会」のオブザーバーとする。